

事 務 連 絡  
平成 2 4 年 1 1 月 9 日

岩手県、宮城県、福島県  
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室

### 建設された応急仮設住宅の集会所等の活用について

東日本大震災で建設した応急仮設住宅の敷地内などに設置された集会所や談話室の利用については、これまでも「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成 23 年 4 月 15 日付け社援総発 0415 第 1 号当職通知）において、住民による自主的運営を原則として、各種行事の実施や、行政などによる保健・福祉サービス等を提供する場所として活用できる旨、周知し活用が図られてきたところです。

今般、総理が現地を視察した折に、「集会所等を受験生のための自習室として活用したい」とのご要望があったことを踏まえ、改めて、集会所等について自習室を始めとする学習支援の場として活用することが可能である旨を通知します。

各県におかれましては、管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 雇用創出基金担当課（室）御中

厚生労働省職業安定局

地 域 雇 用 対 策 室

#### 雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の活用について

雇用創出基金事業の推進に当たりましては、平素よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、先般、野田内閣総理大臣が被災地（岩手県山田町）を視察された際、住民の方から「仮設住宅で受験生が夜遅くまで勉強できる場所（自習室）がないので、勉強できる環境を作ってほしい」旨の要望がありました。

雇用創出基金事業の活用事例等につきましては、これまでも平成 2 3 年 4 月 2 7 日付け事務連絡「東日本大震災に対応した雇用創出基金事業の活用について」等により周知しているところです。

今般の要望につきましては、例えば、集会所を活用した自習室の管理人として被災された方を雇い入れるといった事業を雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し実施することが可能ですので、類似の活用事例（別添）と併せて、改めて周知いたします。

各都道府県におかれましては、引き続き、地域のニーズを汲み取り、これに応じた事業を実施していただきますようお願いいたします。

# 震災等緊急雇用対応事業

## 趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。
- このため、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

## 概 要

- ◆ 事業実施期間：平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- ◆ 事業概要
  - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
  - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
  - 震災等の影響による失業者
- ◆ 実施要件
  - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
  - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

## 事業例

### がんばろう福島！“絆”づくり応援事業【福島県】〔相馬市における仮設住宅支援業務〕

- 事業実施期間：平成23年6月～
- 雇用者数：13人
- 事業概要
  - 津波・原発事故により、多くの方々が応急仮設住宅での生活を余儀なくされている中、「仮設運営スタッフ」が“絆”づくり応援事業で仮設住宅支援業務のために、雇用されている。
- 事業内容
  - 相馬市内13箇所の仮設団地内で、団地内の生活支援や、相馬市・NPO・ボランティア団体などとの連絡調整業務を行っている。具体的には、集会場の管理運営、団地内にて催される行事の支援、外部団体からの支援申し出に対する調整等。

## 《事業スキーム》

